

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正  
について

(諮問第3123号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	新旧対照表	19

諮問第3123号  
令和元年9月27日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

### 諮問書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第3項第2号の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る接続料の算定方法を変更するため、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）の一部を改正することとした。

については、法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

# **第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について ～第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の導入～**

---

**令和元年9月27日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課**

# 改正概要

- 第二種指定電気通信設備制度**では、原価、利潤及び需要の実績値に基づき接続料を算定する「**実績原価方式**」が採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、**MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じている**との指摘がある。また、接続料の低下局面にあつては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、**MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じている**との指摘がある。
- 他方、**第一種指定電気通信設備制度**で採用されている原価等の予測値に基づき接続料を算定する「**将来原価方式**」では、接続料が合理的な将来予測に基づき算定されるため、**MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上する**、前々年度の実績値に基づく支払いが不要となり、**キャッシュフロー負担が軽減する**といったメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には**予見性の一層の向上も期待**されるものである。
- 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）とMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料の設定を要する機能のうち、**データ送交換機能について、令和2年度に適用される接続料から「将来原価方式」により算定するものとする**こととし、**所要の規定整備を行う**。

## 「実績原価方式」(現在)



## 「将来原価方式」(令和2年度以降)



- 本件については、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(座長:新美 育文 明治大学名誉教授)において検討が行われ、同研究会中間報告書(平成31年4月)では、「少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべき」との指摘がなされた。
- その後、「接続料の算定に関する研究会」(座長:辻 正次 大阪大学名誉教授・神戸国際大学経済学部教授)において具体的な算定の在り方についての検討が行われ、同研究会第三次報告書(令和元年9月)において、「対象機能、算定期間・算定頻度、算定期間、算定方法、予測と実績の乖離の調整等に係る対応の方向性」が取りまとめられた。

## ○「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(平成31年4月)(抜粋)

### 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要である。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものである。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられる。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられる。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料(2019年度に届出)から「将来原価方式」により算定するべく、総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当である(略)。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきである。

- 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいか。
- 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

## (1) 将来原価方式の定義

- 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。)第2条第2項において、将来原価方式は、第二種指定電気通信設備接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式である旨規定する。

## (2) 接続料の算定期間

- 二種接続料規則第6条第3項において、実績原価方式に係る接続料の算定期間は1年とされているところ、これを改正し、将来原価方式に係る接続料の算定期間は3年とする。

※ 1年度目、2年度目及び3年度目の3つの接続料を設定。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度について、二種指定事業者からは、モバイル市場では設備競争が行われており、環境変化も激しいことから、算定期間が長期であるほど予測の精度が悪化する等の意見が示されているが、2年度目、3年度目の接続料については、1年度目の接続料よりも予測の精度が劣ることになるとしても、MVNO側から意見が示されているとおり、MVNOの事業運営において大きなウェイトを占める接続料について、将来の複数年度の予測が行われ、中期的な接続料支払額の見通しが示されることは、MVNOが毎年度の事業戦略を策定する上で極めて有用であると考えられ、二種指定事業者において一定の作業負担が生じるとしても、MVNOにおける予見性を確保し、二種指定事業者とMVNO公正競争を促進する重要性に鑑み、将来原価方式による接続料の算定期間は3年度とすることが適当である。

また、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に変化していくことが想定されること、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととすることが適当である。

### (3) 予測値の算定項目・算定方法

#### ① 原価

二種接続料規則において、接続料の「原価」は「第二種指定設備管理運営費」とされている。同規則第7条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「第二種指定設備管理運営費」について、合理的な将来予測を行うものとする。

#### ② 利潤

二種接続料規則において、接続料の「利潤」は、「他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税」の合計額とされており、「他人資本費用の額、自己資本費用の額及び利益対応税」は、それぞれ「レートベース」を用いて計算するものとされており、「レートベース」は、対象設備等の「正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品、運転資本の合計額」とされている。同規則第8条第3項の規定を改正し、将来原価方式においては、「正味固定資産価額」について、合理的な将来予測を行うものとする。

#### ③ 需要

二種接続料規則第11条第2項の規定を改正し、将来原価方式においては、「需要」について、合理的な将来予測を行うものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

一種指定制度では、予測値の算定方法は基本的に一種指定事業者の判断に委ねられているところ、これを参考に、予測値の算定を行う項目及びその項目ごとに合理的な算定を行うことを二種接続料規則において定めた上で、具体的な予測値の算定方法は、まずは、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするのが適当である。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるが、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになることから、MVNOにおける予見性確保の趣旨に鑑み、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるような算定が行われることに加え、二種指定事業者が用いている情報と同様な情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要と考えられ、また、二種指定制度は届出制であり、指定事業者が複数存在することを踏まえると、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要と考えられることから、一種指定制度における事例を参考に、予測値の算定方法について、一定の共通の考え方により設定されるようにするとともに、二種指定事業者の設定した算定方法に係る検証を継続的に実施することにより、その適正性が確保されるようにし、また、予測と実績の乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、MVNOに対する情報提供等が行われるようにすることが適当である。

#### (4) 接続料の設定

- 二種接続料規則第13条の規定を改正し、接続料の設定を要する4機能(※)のうち、データ伝送交換機能(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料)について、将来原価方式により算定する接続料(予測接続料)及び実績原価方式により算定する接続料(精算接続料)を設定するものとする。

※ 音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能及びショートメッセージ伝送交換機能

- 予測接続料は、3事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。
- 精算接続料は、専ら精算に用いるものとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

データ伝送交換機能については、回線容量に係る接続料(単位:回線容量)、回線管理に係る接続料(単位:回線数)、SIMカード提供に係る接続料(単位:枚数)に区分して接続料を算定することとされているところ、二種指定事業者からは、回線管理に係る接続料について、回線容量に係る接続料とは異なりMVNOにおける支払額が小さいこと、その水準が低下傾向になく今後も相当の需要増が見込まれないことから、将来原価方式により算定するメリットがない旨の意見が示されている。また、SIMカード提供に係る接続料について、これらに加え、ベンダーからの調達実費ベースで算定しているため、将来原価方式に馴染まないとの意見が示されている。

データ伝送交換機能のうち、回線容量に係る接続料及び回線管理に係る接続料については、過去の実績値に基づき算定され、精算を行うこととされていることから、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じる可能性があること、また、IoTの普及等も想定される中、相当の需要増が見込まれないとは言えず、過去の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われ、過大なキャッシュフロー負担が生じる可能性があること、さらに、回線管理に係る接続料について、その支払額は回線容量に係る接続料と比べると小さいものではあるが、MVNO委員会から意見が示されているとおり、特に取扱うトラフィックの小さい事業者にとっては重要なコスト指標であって、その予見性が高まることは、事業運営上有益と考えられることから、将来原価方式による算定の対象とすることが適当である。

## (5) 接続料の精算

- 二種接続料規則第17条の規定を改正し、二種指定事業者は、**精算接続料を変更したときは、当該精算接続料の計算の基礎となった事業年度に適用された予測接続料との差額に、当該事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他の事業者と精算するものとする。**

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

予測と実績の乖離の調整方法としては、現在の二種指定制度の実績原価方式で採用されている二種指定事業者とMVNOとの間で個別に精算する方法と、乖離額調整が考えられる。

(略)

MVNO委員会からは、企業会計の観点からは差額が判明した時点で実績年度の会計に反映させるのが原則であり、MVNO間の公平性の観点からも精算が望ましいが、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、適時の情報提供等と併せて検討すべき旨の意見が示されている。また、二種指定事業者においては、MVNO間の負担の公平性の観点から精算が望ましいとする意見が多い。

こうした**関係事業者の意見を踏まえると、予測と実績の乖離が発生した場合、精算により調整することが適当である。**

ただし、精算の場合、予見性確保の面で課題が残ることから、MVNOにおける予見性を確保し、予測と実績との乖離による経営への影響をなるべく小さくするため、予測値に基づく接続料の算定期間、実績値に基づく接続料の算定期間をなるべく早い時期に設定するとともに、MVNOが乖離の規模を予見できるよう、MVNOに対して適時の情報提供が行われるようにすることが適当である。

なお、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である。

## 施行日

公布の日から施行する。  
※ 所要の経過措置を規定。

### (参考) 想定されるスケジュール

令和元年

9月27日	電気通信事業部会諮問
9月28日～10月28日	意見募集
10月下旬以降～11月中旬	再意見募集
11月中旬以降	接続委員会審議、電気通信事業部会審議

- ✓ 意見募集については、必要的諮問事項と諮問を要さない事項とを合わせて総務省において実施予定。
- ✓ 答申後、改正を実施。
- ✓ 令和元年度末に届出がなされ、令和2年度に適用される接続料から、将来原価方式が適用。

○電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

- 予測接続料、実績接続料に係る接続約款届出期限を規定。
- 接続料算定根拠等の報告様式(予測値の算定方法、算定結果等に係る報告様式)を整備。

○平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)

- 予測値の算定方法等に関するMVNOへの情報開示について規定。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定)

- 予測値の算定方法の考え方、検証等について規定。

※ その他、平成28年総務省告示第110号(接続料の算定に用いる値を定める件)及び平成29年総務省告示第37号(電気通信事業法施行規則第23条の9の3に基づき様式を定める件)において、技術的修正を実施。

## 接続料の届出時期

電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項において、接続約款を変更しようとする者は、その実施の日の7日前までに接続約款を提出しなければならないこととされているところ、これを改正し、

- ・ **精算接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度経過後9月以内(12月末まで)に提出**しなければならないこととし、
- ・ **予測接続料**について接続約款を変更しようとする者の場合は、**事業年度経過後11月以内(2月末まで)に提出**しなければならないこととする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

**接続料算定の早期化については、MVNOから従来から強い要望**がなされており、本研究会では、MVNO委員会から次のとおり具体的な要望がなされている。

- ① 予測値に基づく接続料の算定期間は、算定に二種指定事業者が有する最新の見込み等が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できる時期として、第4四半期の早い段階を希望する。
- ② 実績値に基づく接続料の算定期間は、予測と実績の乖離を精算により調整することとした場合、MVNOにおける業績予想や予算執行を修正できる時期として、第3四半期の早い段階を希望する。
- ③ 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対して事前にできる限り早期に情報提供がなされることを希望する。

**予測と実績の乖離を精算により調整することとすると、MVNOにおける予見性確保の面で課題が残る。**二種指定事業者からは、将来原価方式の導入により接続料算定の工数が増加するため、算定期間の早期化は困難である旨の意見が示されているが、この課題を補うためにも、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保に向け、**接続料の算定を早期化することが適当**である。

一方で、予測値については、あまりにも早期に算定しなければならないこととすると、精度の面で支障が生じる可能性がある。よって、MVNO側の意見を踏まえつつ、**予測値に基づく接続料の算定は2月末まで、実績値に基づく接続料の算定は12月末までに行うこととする**ことが適当である。

## MVNOへの情報開示

- 平成28年総務省告示第107号(電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件)を改正し、予測と実績の乖離について、MVNOにおいて、自らの努力によりある程度予想できるようにするため、開示の請求があった者に開示する情報に、次の情報を追加する。
  - ① 原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率
  - ② 予測値の具体的な算定方法
- また、同告示において、需要の対前年度比について、現在は接続料算定後に更新することとされているところ、これを改正し、毎事業年度経過後6月以内に更新することとする。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

### (4) 予測値の算定方法

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者の確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

### (6) 実績値等の算定期間

また、MVNOにおいて、予測と実績の乖離を事前にある程度予想できるようになると、業績予想や予算執行の修正を行いやすくなると考えられる。この点、需要については、二種接続会計に基づき計算するものではなく、原価及び利潤と比べて早期に算定することができるものと考えられる。現在、情報開示の仕組みにおいて、MVNOからの求めに応じ、原価、利潤及び需要の対前算定期間比を開示することとなっているところ、このうち、需要の対前算定期間比については、接続料算定後ではなく、遅くとも、9月末から開示されるようにすることが適当である。

具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定)において、①予測値の算定の考え方、②予測値の算定方法の検証、③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供について規定する。

## ①予測値の算定の考え方

予測値の算定の考え方として、次の旨を規定。

- 二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、**具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。**
- ただし、**予測と実績の乖離は生じ得る**ものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、**二種指定事業者が用いる情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることも重要。**
- より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、固定資産を構成する区分ごとに適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。
- 予測値の算定に当たっては、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。**
- 具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

## ②予測値の算定方法の検証

予測値の算定方法の検証について、次の旨を規定。

- 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。
- この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、次のとおり指摘されている。
  - 検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、**予測値の算定方法の適正性を向上させるための**所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である。
  - 検証は、毎年度行うこととし、**予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証**する、実際の支払額に関する**1年度目の接続料について重点的に検証**する等、**効果的に行うことが適当**である。
- また、予測と実績の乖離の調整について、次のとおり指摘されている。
  - 今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、**予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当**である。

## ③予測と実績の乖離の理由に係る情報提供

予測と実績の乖離の理由についてのMVNOへの情報提供について、次の旨を規定。

- 予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。
- 情報開示告示の規定により、二種指定事業者は、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要に係る予測値の算定方法及び原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率について、開示の請求のあった者に限り開示することとすることとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。

(参考)「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)(抜粋)

MVNO委員会からは、予測と実績の乖離の具体的な要因を開示するよう要望がなされている。二種指定事業者において、予測と実績の乖離をなるべく小さくするよう算定を行ったとしても、予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

そうした観点から、予測値の算定方法について、二種指定事業者に確認の上、可能な範囲で、情報開示の仕組み等により、MVNOにおいても確認できるようにすることが適当である。

また、予測値に基づき算定された原価、利潤及び需要について、実績値が算定された後、予測と実績の乖離の比率を、情報開示の仕組み等によりMVNOにおいて確認できるようにすることが適当である。また、それぞれの項目の乖離の理由についてもMVNOに情報提供がなされることが望ましく、まずは、二種指定事業者における自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うよう努めることとすることが適当である。

□ 二種指定制度における接続料は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないとされ、その算定対象機能や具体的な算定方法は、二種接続料規則、電気通信事業法施行規則、MVNOガイドライン等で規定されている。

(1)アンバンドル機能

- 二種接続料規則において、次の4つの機能について、接続料の設定を要することとされている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2)接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 二種接続料規則において、接続料は、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」により算定することとされており、その具体的な算定方法が規定されている。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

- 電気通信事業法第34条第3項第1号口の接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 <b>データ伝送交換機能</b> (注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000を除く。)※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位:回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位:回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位:枚数)

# (参考9) 接続料の具体的な算定方法

## 原価

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

### 設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

## 利潤

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定  
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計規則「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} (1 - \text{他人資本比率}) \times \text{自己資本利率}$$

期待自己資本利率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 +  $\beta$  × (主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものと総務大臣が別に定める値又は1のいずれかが低い方の値

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利率相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

## 需要

(通信料等の実績値)

赤字が予測値算定の対象項目。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 「略」

2 前項の接続約款を変更しようとする者が第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項の規定により、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)又は精算接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を計算し、当該予測接続料又は当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者である場合における前項の規定の適用については、同項中「その実施の日の七日前までに」とあるのは、「当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後十一月以内に」と、当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後九月以内に」とする。

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定

【表略】

[注1～5 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定

データ伝送役割に係る費用	回線容量課金対象外費用		回線容量課金対象費用		接続料対象外費用		接続料原価	
	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)
営業費								
運用費								
施設保全費								
共通費								

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 「同上」

【新設】

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

【表同左】

[注1～5 同左]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

データ伝送役割に係る費用	回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用	接続料対象外費用	接続料原価
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費				
償却				
減価償却費				
固定資産除却				



（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更新予定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与える要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				
費用区分	算定方法			
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				

【新設】

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

租税公課

[注1～3 略]

4 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

5 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更新予定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算定

[表略]

[注1・2 略]

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

[4・5 略]

3 機能別接続料原価参入営業費明細表

[表略]

[注1 略]

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定）及び

[注1～3 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出

[表同左]

[注1・2 同左]

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

[4・5 同左]

3 [同左]

[表同左]

[注1 同左]

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

[3・4 略]

4 原価の合算

[表略]

[注1・2 略]

3 「接続料原価」の欄には、1 (音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定)、2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定)、2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定) 又は2の3 (データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算定) により算定された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[4 略]

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレートベース

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) ) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、様式第17の4の6 (役員別指定設備属明細表) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「金額」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[2~4 略]

2 資本構成比

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	自己資本比率

[3・4 同左]

4 [同左]

[表同左]

[注1・2 同左]

3 「接続料原価」の欄には、1 (音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)、2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出) 又は2の3 (データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出) により算出された額を記載すること。

[4 同左]

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) ) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)。

[2~4 同左]

2 [同左]

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	自己資本比率

注 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

3 他人資本費用

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとと異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定された将来原価方式対象機能をいう。）については、1（機能に係るレートベース）により算定された実績値及び三事業年度分の予想値ごとに「教値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	基礎事業年度の期首値	基礎事業年度の期末値	平均値	有利子負債比率
有利子負債に該当する勘定科目				
有利子負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

注1 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項

合計額				
-----	--	--	--	--

【新設】

3 [同左]

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとと異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【新設】

2 [同左]

3 [同左]

4 [同左]

4 [同左]

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値	有利子負債比率
有利子負債に該当する勘定科目				
有利子負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項

合計額				
-----	--	--	--	--

は、必要に応じ、適宜増減すること。

2 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の勘定科目	基礎事業年度の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	基礎事業年度の貸借対照表の額(期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率

【注1～3 略】

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

6 自己資本費用

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 [機能に係るレートベース]の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3 [略]

4 [略]

7 自己資本利益率

は、必要に応じ、適宜増減すること。

5 [同左]

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率

【注1～3 同左】

【新設】

6 [同左]

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)

【新設】

2 [同左]

3 [同左]

7 [同左]

	基礎事業年度の 前々事業年度の 自己資本利益率	基礎事業年度の自 前事業年度の自 己資本利益率	基礎事業年度の 自己資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
B				
主要企業の平 均自己資本利 益率—リスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

【注1～3 略】

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

9 利益対応税

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、1（機能に係るレートベース）及び6（自己資本費用）により算定された実績値及び三事業年度分の子測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「自己資本費用」の項には6（自己資本費用）により算定された値を用いること。

3 「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

【10 略】

11 利潤

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIM

	原価及び利潤の 前々算定期間の 自己資本利益率	原価及び利潤の 前算定期間の自 己資本利益率	原価及び利潤の 算定期間の自己 資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
B				
主要企業の平 均自己資本利 益率—リスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

【注1～3 同左】

【新設】

9 同左

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【10 同左】

11 同左

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIM

カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) ) に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。 )。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。 ) については、3 (他人資本費用)、6 (自己資本費用) 及び9 (利益対応税) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、3 (他人資本費用)、6 (自己資本費用) 及び9 (利益対応税) により算定された値を用いること。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により算定する接続料の利潤

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、「実績値」を用いること。

3 【略】

4 【略】

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位: M bps)	実績値の 算定方法	参考値 (事業年度) (単位: M bps)	予測値 (事業年度) (単位: M bps)	予測値の 算定方法
需要					

【注1 略】

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。 ) の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。 ) を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよ

カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと) ) に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。 )。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

【新設】

2 【同左】

3 【同左】

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 【同左】

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

【注1 同左】

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

【新設】

【新設】

【新設】

う記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：回線)		予測値の算定方法
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	
需要			

注 1 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条

第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に掲げるものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に掲げるものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。算定方法については、予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[1の3～3 略]

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ送交換機能の回線容量単位接続料

	実績値 (事業年度)		予測値 (事業年度)	
	(設備等の算定上の区分)		(設備等の算定上の区分)	
		計		計
原価 (単位：円)				
利潤 (単位：円)				
需要 (単位：Mbps)				
(原価+利潤)÷需要				
当該機能による使用回数				
接続料単価				
備考				

1の2 [同左]

項目	数値 (単位：回線)	備考
需要		

注 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

1の3～3 同左]

[1の3～3 同左]

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価+利潤)÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

[注1～7 略]

8 「予測値」の欄は、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料

	実績値（事業年度）	予測値（事業年度）
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：回線）		
接続料単価		
備考		

[注1～3 略]

4 「予測値」の欄は、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

[1の3～4 略]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備所属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

役務の種類	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															
有形固定資産（帳簿価額）															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設備															
端末設備															

[注1～7 同左]

[新設]

1の2 [同左]

	数値
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：回線）	
接続料単価	
備考	

[注1～3 同左]

[新設]

[1の3～4 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備所属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

1 移動電気通信役務

(単位：円)

役務の種類	音声伝送役務						データ伝送役務								
	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															
有形固定資産（帳簿価額）															
機械設備															
空中線設備															







休止設備	
土地	
リース資産	
建設仮勘定	
海底線使用权	
衛星利用権	
施設利用権	
ソフトウェア	
有形固定資産	
のれん	
特許権	
借地権	
リース資産	
その他無形固定資産	

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。

- 2 携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
- 3 携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
- 4 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第6項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。
- 5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの接続会計規則別表第二の役員別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役員別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
- 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
- 7 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更

新子定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

【表略】

【注1・2 略】

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の類」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

【4～6 略】

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 貸借対照表に計上された額の合算

【表略】

【注1・2 略】

3 算定する接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度、前々事業年度及び前々々事業年度ごとに作成すること。

【4・5 略】

【2 略】

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				

【表同左】

【注1・2 同左】

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の類」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

【4～6 同左】

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 【同左】

【表同左】

【注1・2 同左】

3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。

【4・5 同左】

【2 同左】

【新設】

需要 (単位：Mbps)			
接続料単価			

- 注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値/実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値/ 実績値	乖離が生じた理由
原価 (単位：円)				
利潤 (単位：円)				
需要 (単位：Mbps)				
接続料単価				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値/実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線を付した欄記部分を添く全体に付した罫線は注記である。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(用語)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 実績原価方式 法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要に基づき接続料を算定する方式をいう。</p> <p>四 将来原価方式 二種接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される事業年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式をいう。</p> <p>(接続料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定の基礎として用いる資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。</p> <p>3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接続料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 実績原価方式 一年</p> <p>二 将来原価方式 三年</p> <p>(第二種指定設備管理運営費の算定)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 前項の費用は、当該費用を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を基礎として算定する。</p> <p>一 実績原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額</p> <p>二 将来原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>「2 略」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、当該正味固定資産価額を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 実績原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額</p> <p>二 将来原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎とし</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>(接続料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。</p> <p>3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。</p>
---	---

て、合理的な将来の予測に基づき算定された額

[459 略]

(接続料設定の原則)

第十一條 [略]

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

[3・4 略]

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二條 第四條第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき算定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三條 [略]

2 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分(以下「将来原価方式対象機能」という。)の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。

3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料(以下「予測接続料」という。)は、三事業年度分を適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。

4 将来原価方式対象機能の実績原価方式を用いて算定する接続料(以下「精算接続料」という。)は、専ら第十七條第四項の規定による精算に用いるものとする。

5 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料は、実績原価方式に基づき算定するものとする。

6 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤は、前章の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定することができる。この場合において、第二條第二項第三号の規定の適用については、「法第三十四條第六項の規定により整理された会計(以下「二種接続会計」という。 )及び通信量等」とあるのは、「SIMカードの調達費用、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用、法第三十四條第六項の規定により整理された会計(以下「二種接続会計」という。 )及び通信量等」とする。

[一 略]

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号に掲げる部分の実績原価方式による接続料の算定に用いた利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

[斗翠]

7 [略]

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四條 第四條第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき算定するものとする。

[459 同上]

(接続料設定の原則)

第十一條 [同上]

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

[3・4 同上]

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二條 第四條第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三條 [同上]

[新設]

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四條 第四條第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として実績原価方式に基づき設定するものとする。

第十六条 [略]

2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]		
第六条第二項	貸借対照表)	自らの貸借対照表)
[略]	[略]	
第十三条第六項第二号	[略]	

[3] 略]

第十七条 [略]

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料(将来原価方式対象機能に係るものを除く。以下この項において同じ。)を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該接続料の原価及び利潤の算定に当たり基礎となる二種接続料の事業年度(以下「基礎事業年度」という。)の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該法定機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、基礎事業年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第六項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

4 事業者は、第一項の規定に基づき、精算接続料を計算し、その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他事業者と精算するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第十六条 [同上]

2 [同上]

[同上]		
第六条第二項	係る貸借対照表	係る自らの貸借対照表
[同上]	[同上]	
第十三条第二項第二号	[同上]	

[3] 同上]

第十七条 [同上]

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定められた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

[新設]

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

### (経過措置)

2 第二条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、基礎事業年度（新接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）が平成三十年以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が平成二十九年以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

3 平成三十年度及び令和元年度を基礎事業年度とする精算接続料（新接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）に関する新接続料規則第十七条第四項の適用については、「その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を」とあるのは、「その結果に基づき接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された接続料との差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、接続料の急

激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の期首まで遡及して」とする。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(開示される情報)

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

〔一〕七 略

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式(接続料規則第二条第二項第三号に規定する実績原価方式をいう。)を用いて算定される接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この条において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この条において同じ。)を加えたものに対する原価の比率に関する情報

九 前号の原価、利潤及び接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式を用いて算定される接続料の算定に用いる需要(接続料規則第十一条第二項に規定する需要をいう。以下この条において同じ。)の対前年度比に関する情報

十 接続料規則第十七条第四項の規定により精算を行う予測接続料(接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下この条において同じ。)と精算接続料(接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下この条において同じ。)について、当該精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する当該予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報

十一 接続料規則第七条第一項及び第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された第二種指定設備管理運営費、接続料規則第八条第三項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された正味固定資産価額及び接続料規則第十一条第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された需要について、その具体的な予測値の算定方法に関する情報

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

〔一 略〕

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号及び第七号から第十一号までに掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。

〔三 略〕

四 前条第九号の需要の対前年度比については、毎事業年度経過後六月以内に前事業年度の通信量等の実績に基づき情報の更新を行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(開示される情報)

第二条 〔同上〕

〔一〕七 同上

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(開示の方法)

第三条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。

〔三 同上〕

〔新設〕

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(合理的に期待し得る利回りを勘案した値)</p> <p>第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。</p> <p>日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる事業年度に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値</p> <p>一 基礎事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p> <p>二 基礎事業年度の前事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p> <p>三 基礎事業年度の前々事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p>	<p>(合理的に期待し得る利回りを勘案した値)</p> <p>第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。</p> <p>日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値</p> <p>一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p> <p>二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p> <p>三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三十七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三に基づき様式を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第 1

項目	基礎事業年度の前々 事業年度の $\beta$	基礎事業年度の前事 業年度の $\beta$	基礎事業年度の $\beta$
[略]			

[注 1 ～ 5 略]

6 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

様式第 2

[表略]

[注 1 略]

2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。

[ 3 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

[同上]

様式第 1

項目	原価及び利潤の前々 算定期間の $\beta$	原価及び利潤の前算 定期間の $\beta$	原価及び利潤の算定 期間の $\beta$
[同左]			

[注 1 ～ 5 同左]

[新設]

様式第 2

[表同左]

[注 1 同左]

2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。

[ 3 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン  
 [平成14年6月策定 令和元年〇月最終改定]

(下線部分は改正部分。表中の「」の記載は注記である。)

	改 定 後	改 定 前
2	<p>電気通信事業法に係る事項</p> <p>(2) MVNOとMNOとの関係</p> <p>2) 事業者間接続による場合</p> <p>イ 二種指定事業者の接続に係る規律</p> <p>(オ) 接続料の算定</p> <p>ア) 原価算定の3ステップ・プロセス</p> <p>a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能</p> <p>(a) [略]</p> <p>b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、<u>第二種指定電気通信設備接続会計規則</u>(平成23年総務省令第24号。以下「<u>接続会計規則</u>」)と<u>いう。</u>別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。</p> <p>イ)～ウ) [略]</p> <p>エ) リスクの低い金融商品の平均金利</p> <p>二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、<u>基礎事業年度</u>(<u>第二種指定電気通信設備接続料規則</u>第17条第2項に規定する<u>基礎事業年度</u>をいう。以下同じ。)に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。</p> <p>オ) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利</p> <p>二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・フンエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から<u>基礎事業年度</u>の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。</p> <p>カ) [略]</p> <p>キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要</p> <p>二種接続料規則第11条第2項第1号では、<u>需要は、接続料を算定する機能ごと</u>の通信量等の実績値とされており、同令第13条第1項第1号では、<u>データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている</u>。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。</p> <p>ク) [略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p>2) [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>(オ) [同左]</p> <p>ア) [同左]</p> <p>a [同左]</p> <p>(a) [同左]</p> <p>b) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、<u>接続会計規則</u>別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。</p> <p>イ)～ウ) [同左]</p> <p>エ) [同左]</p> <p>二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、<u>算定期間</u>に発行された長期国債であって<u>当該算定期間</u>の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。</p> <p>オ) [同左]</p> <p>二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・フンエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から<u>算定期間</u>末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。</p> <p>カ) [同左]</p> <p>キ) [同左]</p> <p>二種接続料規則第11条第2項では、「<u>需要は、当該接続料を算定する機能ごと</u>の通信量等の実績値とする。上とされており、同令第13条第1項第1号では、<u>データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている</u>。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。</p> <p>ク) [同左]</p>

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

b [略]

コ) 将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている<sup>43</sup>ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価値<sup>44</sup>及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドライン<sup>45</sup>の他の規定によるほか、次によることとする。

a 算定区分

ケ) [同左]

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

b [同左]

[新設]

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第3の役員別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。

具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

c MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。

【脚注】

43 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料及び精算接続料を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づき総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

44 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まず是一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じて、対象とすることについて検討を行うっていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測

【脚注】

【新設】

【新設】

<p>を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接統料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。</p> <p>45 予測値の算定方法については、接統料において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接統料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接統約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、 「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接統料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。</p>	<p>【新設】</p>
--	-------------

注 上記のとおり脚注43から脚注45までを新設することに伴い、改定前の脚注43から脚注72までを3ずつ繰り下げる（本文に付記されている脚注番号を含む。）。